

倫理法・倫理規程セルフチェックシート

(係長級職員用③ 解答・解説)

答合わせの際は、それぞれの解説もお読みください。

解説の中で、「法」とは国家公務員倫理法を、「規程」とは国家公務員倫理規程を指しています。

番号	正解	解 説
1	×	法・規程の適用対象となる「職員」は、国家公務員法に規定する一般職に属する国家公務員(委員、顧問、参与等で常勤を要しないものを除く。)とされており(法第2条第1項)、これには任期付職員や任期付研究員も含まれます。
2	×	契約を締結した企業の下請企業は、直接的には利害関係者に該当しませんが、例えば、契約を締結した企業からその契約内容の一部の事業を請け負った下請企業の従業員が、当該事業に関連して、職員に対し贈与、供应接待等の行為を行っていると思われる場合には、当該下請企業の従業員は法第2条第6項の「事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者」に該当し、利害関係者とみなされることとなります。
3	×	利害関係者からの物品の贈与は禁止されているため(規程第3条第1項第1号)、葬儀に当たり供花を受け取ることも認められません。本問のように、家族が知らずに受け取ってしまった場合には、気付いた時点で送り主の札を外すなどの対応をとることが適当です。
4	×	利害関係者から金銭の貸付けを受けることは、通常一般の利子を支払う場合でも禁止されていますが、銀行業、信託業、貸金業等を営んでいる事業者が業として行う貸付けについては、通常一般の利子を支払う場合であれば認められます。(規程第3条第1項第2号)
5	×	規程第3条第2項第7号においては、「職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること」は行うことができるとされていますが、この「会議において」とは、会議と一体のものであることが必要であり、会議会場の外にある飲食店で飲食の提供を受けることまでは含みません。なお、「簡素な飲食物」とは、会議室で供される弁当(3,000円程度までのいわゆる箱弁)等を想定しています。

6	○	<p>本問の夕食会は、国際的な会議の一環として開催される儀礼的なものであり、職員は職務として出席した会議と一連のものとして参加すること、極めて多数かつ多様な者が参加する透明性の高いものであること、一人当たり12,000円という費用は国際的な会議に伴う夕食会としてはそれほど高額ではないこと、職員だけでなく参加者全員の費用を利害関係者が負担することから、このような夕食会に職員が参加したとしても、国民の疑惑や不信を招くおそれはなく、法の趣旨に照らせば、禁止行為には該当しません。</p> <p>なお、本問のように、法の趣旨に照らして禁止行為に該当しないと判断するに当たっては、倫理監督官(倫理事務担当者)と十分相談をしてください。</p>
7	○	<p>規程第3条第1項第7号においては、利害関係者と共にゴルフをすることは禁止されていますが、「利害関係者と共に」とは、「職員と利害関係者が意図を共有して」という意味であり、本問のように偶然一緒にゴルフをすることになった場合は、これには該当しません。ただし、職員と利害関係者とがお互いに出席することをはっきり認識した上で一緒にゴルフを行う意図を持っている場合は、禁止行為に該当します。</p>
8	○	<p>規程第3条第1項第8号では、利害関係者と共に旅行することは禁止されていますが、公務のための旅行はその対象から除かれています。したがって、出張命令が出されていて、利害関係者の同行が公務に必要である場合には、利害関係者と共に出張することは認められます。</p>
9	○	<p>規程第5条第1項においては、利害関係者以外の事業者等からであっても、その者から供応接待を繰り返し受けるなど、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けることは禁止されており、一般の人が受けられないような割引やサービスを受けることは、この「財産上の利益の供与」に該当します。したがって、このような利益の供与を繰り返し受けることは、国民から見て、公務員が役得を得ているのではないかとの疑惑や不信を招くおそれがあるため、同項の禁止行為に該当するおそれがあります。</p>
10	×	<p>職務として講演を行う場合には、講演を行っている時間に対して国から給与が支給されていることから、それに加えて講演料を受け取ることは、報酬の二重取りとなるため、利害関係者からの依頼であるか否かにかかわらず、認められません。</p>